

7月定例教育委員会会議録

公開案件

開催日時	令和3年7月27日（火） 午前10時から	
開催場所	奈良市役所 北棟2階 203会議室	
出席者	委員	北谷教育長、都築委員、畑中委員、柳澤委員、梅田委員 【計5人出席】
	事務局	沖本補佐、三上、外良
	理事者	【教育委員会】 増田教育部長、垣見教育部次長、吉田教育監、石原教育センター所長、五味原教育政策課長、黒田教育総務課長、細川地域教育課長、伊東学校教育課長、片岡中央図書館長、池本一条高等学校事務長、 【市長部局】 米田子ども未来部次長、玉置子ども政策課長
開催形態	公開（傍聴人 0人）	
議題	<p>1 教育長報告</p> <p>（1）令和3年度9月補正予算要求額について 非公開</p> <p>2 議案</p> <p>議案第16号 奈良市放課後児童健全育成事業施設条例の一部改正について 非公開</p> <p>議案第17号 学校教育法施行細則の一部改正について</p> <p>議案第18号 奈良市立高等学校における授業料等に関する条例施行規則の一部改正について</p> <p>議案第19号 奈良市立学校設置条例の一部改正について 非公開</p>	
決定取り纏め事項	<p>1 教育長報告</p> <p>（1）令和3年度9月補正予算要求額については、了承した。</p> <p>2 議案</p> <p>議案第16号 奈良市放課後児童健全育成事業施設条例の一部改正については、可決した。</p> <p>議案第17号 学校教育法施行細則の一部改正については、可決した。</p> <p>議案第18号 奈良市立高等学校における授業料等に関する条例施行規則の一部改正については、可決した。</p>	

	議案第19号 奈良市立学校設置条例の一部改正については、可決した。
担当課	教育政策課
議事の内容	
教 育 長	委員の皆様、おはようございます。 本日は、傍聴人がおられませんので、少し早いですが、始めさせていただきます。 それでは、まず、事務局より資料の説明をお願いします。
事 務 局	本日の資料につきましては、既にお渡ししているとおりでございます。
教 育 長	本日の委員会は全員が出席しており、委員会は成立します。 ただいまから、7月定例教育委員会を開会いたします。 本日の会議録署名委員は、私と梅田委員でお願いします。 次に、会議録の確認を行います。 まず、令和3年6月定例委員会の会議録の署名委員は、柳澤委員です。 柳澤委員、いかがでしょうか。
柳 澤 委 員	結構です。
教 育 長	ありがとうございます。 それでは、本日の案件に入ります。 本日の案件は、教育長報告1件、議案4件の計5件でございます。 本日の案件のうち、教育長報告(1)、議案第16号、議案第19号は議会の議決を経るべき案件であるため、非公開として審議すべきであると思いますが、いかがいたしましょうか。
各 委 員	異議なし。
教 育 長	異議なしと認めます。 よって、教育長報告(1)、議案第16号、議案第19号は非公開とすることに決定いたしました。 それでは、公開の案件から始めます。 議案第17号 「学校教育法施行細則の一部改正について」、学校教育課長より説明願います。 課長。
学校教育課長	失礼いたします。 本改正案は、市立一条高等学校の学科について、これまでの科学探究コ

ースを含む普通科及び外国語科を、令和4年度入学生より普通科及び外国語科に再編することに伴って、学校教育法施行細則に定める通学区域について、所要の改正をおこなおうとするものでございます。

では、資料の1ページの例規制定改廃調書をご覧ください。

こちらの4番の制定改廃の概要に、主な改正内容を示しております。

また、2ページは、新旧対照表でございます。

改正の詳細につきまして新旧対照表を基に説明させていただきますと、高等学校の通学区域は、奈良市、生駒市及び山辺郡山添村の旧東山地区とする。ただし、普通科（科学探究コース）、外国語科、数理科学科及び人文科学科の通学区域は、県下全域とする。というふうになっておりますが、今回、表の右側の改正案にお示しをしておりますように「奈良市、生駒市及び山辺郡山添村の旧東山地区」を「県下全域」に改め、ただし書を削除し、高等学校の通学区域は県下全域とするという改正案でございます。

なお、この規定につきましては、令和4年度以降の入学生に適用されるため、資料の3ページをご覧くださいますと、こちらの告示文の附則におきまして、令和4年度以後において高等学校の第1学年に在学することとなる者に係る通学区域に適用するとしております。

規則改正案は以上でございます。

また、資料4ページからは、現行の細則、そして8ページからは、昨年3月の定例教育委員会での資料を添付しています。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教 育 長

一条高等学校の通学区域の変更についての議案でございます。

このことについて、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

柳澤委員、お願いします。

柳 澤 委 員

直接関係ないとは思いますが、高等学校では、いわゆる編入学という制度がそもそも存在しないということですのでよろしいのでしょうか。

2年生進級時に一条高等学校に編入学をしたい人は、従前の奈良市の規則が適用されるということだと思いますが、ただ、編入学制度そのものがあるかどうか、ちょっと私、分からないので、教えていただければと思います。

教 育 長

学校教育課長。

学校教育課長

お答えさせていただきます。

編入学の手続制度はございます。その場合、高校2年生と3年生に当たるかと思いますが、その編入学生の通学区域につきましては、入学年度の規定が適用されるということになっております。つまり、旧の規定になるということでございます。

以上です。

教 育 長 よろしいでしょうか。

柳 澤 委 員 ありがとうございます、

教 育 長 ほかに、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。
それでは、ご意見がないようですので、議案第17号 「学校教育法施行細則の一部改正について」、採決いたします。
本案を原案どおり可決することに決しましてご異議ございませんか。

各 委 員 異議なし。

教 育 長 異議なしと認めます。
よって、議案第17号は原案どおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第18号 「奈良市立高等学校における授業料等に関する条例施行規則の一部改正について」、一条高等学校事務長より説明願います。

一条高等学校事務長 失礼いたします。

現在、一条高等学校の普通科における一般選抜、また外国語科における推薦選抜の入学願書の出願を受け付けるに当たり、志願者より2,200円の入学考査料を納付いただいております。

この入学考査料の納付方法につきましては、従来は各入学願書の受付期間、例えば、令和3年の一般選抜では、2月12日から2月13日の2日間に必要書類を添えて、学校へ願書を提出される際、学校側は入学考査料を現金により納付を受け、その後、受験票を志願者にお渡しするという流れになっておりました。

短期間に多数の方が願書を提出されると同時に、入学考査料を現金で納付されますので、事務執行には細心の注意を払う必要があります、又、志願者の方にはお待たせする状況でございました。

そこで、令和4年入試より、入学考査料の納付に関しましては、原則銀行振込といたしたいと考えておりまして、そのための所要の規則改正を行おうとするものです。

9月に実施を予定しています中学校に向けての入学者募集要項等の説明会において、願書と共に納入通知書を配布したいと考えております。

資料の15ページ、16ページをご覧ください。

15ページは一般選抜用、16ページは推薦選抜用の納入通知書の様式となっております。一般選抜の願書の受付期間と、推薦選抜の願書受付期間が違うことから、2つの納期限がある納入通知書となっております。

これらの納入通知書については、1番の納付証明書から4番の奈良市保管用まで4点式となっております。

資料の18ページは入学願書の様式です。志願者は、中学校で渡される高校受験届書類に同封されている新様式の入学願書を提出する際、銀行納付された受験料納入通知書の納付証明書を願書の所定の場所に添付して提出していただく流れとなります。これにより、中学校は、出願時点での受験料保管業務が省かれることとなります。

今後は、一般選抜、推薦選抜において、入学検定料の納付証明書が添付された願書と必要書類を一条高等学校へ提出することで、受付の際の時間短縮になるものと考えております。

なお、二次募集につきましては、限られた期間での募集願書受付期間となることなどから、入学検定料の納付については、現在と同じ現金での納付といたしたいと考えております。

説明は、以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

教 育 長

それでは、受験料の納付方法について従来の現金納付から銀行で先に振り込んでいただくという形に変えるという手続の改正でございますけれども、この件について、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

都築委員、お願いします。

都 築 委 員

この様式を見ておりますと、ゆうちょ銀行では取扱はできない。つまり、ゆうちょ銀行以外の銀行で振り込むということですか。

一条高等学校事務長

はい。ゆうちょ銀行につきましては、協定の関係や手続方法の関係等によりまして、現時点ではお取り扱いが出来ない状況となっておりますので、通知書に記載されています納付取り扱い金融機関のご利用をお願いいたします。

都 築 委 員

ゆくゆくは、ゆうちょ銀行でも取扱いが出来るようになるということですか。

一条高等学校事務長

今後、ゆうちょ銀行と協定等の体制が整いましたら、また範囲も広げていきたいと考えております。

都 築 委 員

それは、ゆうちょ銀行の都合でなかなか難しいということですか。

一条高等学校事務長

ゆうちょ銀行は、もともとは郵便局のシステムを基本としておりますため、銀行システムとは異なっておりますことから、なかなか取扱いが難しいことから、今回は対象外とさせていただきました。

都 築 委 員

はい、分かりました。ありがとうございます。

教 育 長

利便性を高めるということで、時間はかかるけれども、検討するという

ことで、よろしくお願ひします。

柳澤委員、お願ひします。

柳澤委員

現在、授業料の納付については、銀行振り込みが実施されているのか、それとも入学考査料と同じような方式なのかお聞かせください。

一条高等学校事務長

授業料の納付につきましては、納付書を別途作成させていただいておりました、銀行でのお振込みをお願いしているところでございます。

柳澤委員

分かりました。

自動引き落としまではやっておられないということでしょうか。

一条高等学校事務長

自動引き落としにつきましては、現在、検討中でございます。ただし、各金融機関での引き落としは、全国銀行協会のシステムの関係上、現在、引き落としの受付をストップされておられます。まずは、指定金融機関でもあります南都銀行を対象として、自動引き落としを検討してまいりたいと考えているところでございます。

柳澤委員

恐らく銀行を絞ってそういう事務をしていただくことになるのではと思います。ありがとうございました。

教育長

ありがとうございます。

ほか、ご質問ございませんでしょうか。

梅田委員。

梅田委員

様々な手続において、できるだけ、それぞれのニーズに応じた方法があるということは、とても大事なことで、どんどん広がっていくことは、必要なことであると思います。

今回は、こういう形での銀行での納付ということですがけれども、それ以外の方法について、例えばいろいろなコンビニサービスの利用であったり、カード利用であったりとか、様々な取引の形態が、今、世間では動いていますけれども、現在、検討課題に上がっているものの現状について教えてください。

一条高等学校事務長

コンビニでの決済という方法もありますけれども、その方法を導入したときに問題となってまいりますのが、まず、システムの問題と、あと、費用の問題がございまして、実際、入学検定料ということになりますと、数十単位のお取引という形になりますけれども、それに見合うだけの費用がなかなか捻出するのが難しいという問題がございまして、また、取扱いの数量もございまして、今のところは、コンビニでの納付とか、あと電子決済については、検討中でございます。

梅田委員 ありがとうございます。

教育長 どうぞ、都築委員。

都築委員 ごめんなさい、ちなみに教えていただきたいんですが、育友会費等はど
うなっているんですか、引き落としですか。

一条高等学校事務長 育友会費等につきましては、公金ではございませんので、いわゆる私の
会計になりますので、こちらにつきましては、南都銀行のウェブバンキン
グシステムを使って南都銀行の口座から自動的に引き落としさせていた
だいております。

都築委員 分かりました。
だから、2種類ということですね、はい、ありがとうございます。

教育長 先ほどのご意見を含めて、今回はこの形式で進めてまいります。公金
納付の方法や取扱い等の形態は、急速に拡大していく中で、事務長からの
説明もありましたが、技術の問題、費用対効果の問題等、今後、市として
もどこまでどういうふうに広げていくのか、総合的に判断しながら検討し
ていきたいと思っています。
その他、ご意見はございませんか。よろしいでしょうか。
この件については、ご意見がないようですので、議案第18号 「奈良
市立高等学校における授業料等に関する条例施行規則の一部改正について」、
採決をいたします。
本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

教育長 異議なしと認めます。
よって、議案第18号は原案どおり可決することに決定いたしました。
これで、非公開を除く本日全ての案件は終了いたしました。

教 育 長	<p>これより、非公開の案件に入ります。</p> <p>教育長報告「令和3年度9月補正予算要求額について」、教育総務課長より説明願います。</p>
非 公 開 案 件	<p>この審議は、奈良市情報公開条例第29条第2号の規定により非公開とする。</p>
教育総務課長	<p>教育長報告「令和3年度9月補正予算要求額について」、教育総務課長より概要説明。</p> <p style="text-align: center;">＜異議なし＞</p> <p>本件については、原案通り可決した。</p>
地域教育課長	<p>議案第16号「奈良市放課後児童健全育成事業施設条例の一部改正について」、地域教育課長より概要説明。</p> <p style="text-align: center;">＜異議なし＞</p> <p>本件については、原案通り可決した。</p>
子ども政策課長	<p>議案第19号「奈良市立学校設置条例の一部改正について」、子ども政策課長より概要説明。</p> <p style="text-align: center;">＜異議なし＞</p> <p>本件については、原案通り可決した。</p>
教 育 長	<p>これで、本日の全ての案件は終了いたしました。そのほかに何かご意見、ご連絡等ございませんでしょうか。</p> <p>それでは、次回は、8月の臨時教育委員会となります。</p> <p>8月5日午後2時から、はぐくみセンター8階中講座室にて行います。</p> <p>これをもちまして、本日の教育委員会を閉会させていただきます。ありがとうございました。</p>
資料	